

◆ ◆ ◆ 令和 6 年 11 月 1 日 道路交通法改正 ◆ ◆ ◆

～自転車運転中の**新たな罰則**～

携帯電話等使用・・・最大 1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

酒気帯び運転・・・3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

改正道路交通法

令和 6 年 5 月 24 日公布

6 月以内
に施行

✓携帯電話使用等
✓酒気帯び運転
罰則が新設!!

例) 携帯電話を手にとって、通話のために使用した。

罰則：5 万円以下の罰金（公安委員会規則）



罰則：6 月以下の懲役または 10 万円以下の罰金

例) 酒気を帯びて（呼気 0.15mg/ℓ 以上）自転車運転した。

罰則：なし



罰則：3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金

※酒酔い運転：5 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金（変更なし）

2 年以内
に施行

自転車の違反に
✓反則通告制度
が適用!!

■対象年齢

16 歳以上 ※運転免許の有無は関係なし

■対象違反

一時不停止、携帯電話使用など ※約 115 種類

■反則金額（見込み）

5,000 円～12,000 円

※自転車関連の一部を抜粋した資料です。

埼玉県警察